

住宅用家屋証明手続に必要な書類

	本人が建築主である 新築の家屋		新築で売買を伴う家屋 (建売住宅・分譲マンション)		中古住宅の家屋	
	入居済	未入居	入居済	未入居	入居済	未入居
住宅用家屋証明申請書	●	●	●	●	●	●
住宅用家屋証明書	○	○	○	○	○	○
登記申請書と登記完了証 ※電子申請に基づき発行された登記完了証の場合は 登記申請書は不要です。 または 登記事項証明書(登記簿謄本)	○	○	○	○		
登記事項証明書(登記簿謄本)					○	○
建築確認済証又は検査済証	○	○	○	○		
住民票 ※発行から3か月以内のもの、個人番号(マイナンバー) の記載がないもの	○	○	○	○	○	○
売買契約書または譲渡証明書			○	○	○	○
家屋未使用証明書			●	●		
申立書		●		●		●
現住家屋の処分方法等を証する書類 ・売却する場合…売買契約書、媒介契約書等 ・賃貸に出す場合…賃貸借契約書、媒介契約書等 ・賃貸住宅、社宅、寮等に居住している場合…契約期 間内の賃貸借契約書、社宅入居証明書、官舎使用承 認書等 ・親族が所有または親族が契約の場合…当該親族によ る申立書		▲		▲		▲
【家屋の建築が昭和56年12月31日以前の場合】 耐震基準に適合している証明書					○	○
【特定認定長期優良住宅の場合】 長期優良住宅認定通知書	○	○	○	○		
【認定低炭素住宅の場合】 低炭素建築物認定通知書	○	○	○	○		
【抵当権設定登記を行う場合】 金銭消費貸借契約書の写し ※保存登記または移転登記と同時に抵当権設定登記を 行う場合は、当該家屋の代金支払期日の記載がある売 買契約書の写しにより添付を省略できます。	○	○	○	○		

○:提示書類(コピー可) ●:原本提出書類 ▲:申立書のみ原本提出